

2月16日から

# 正しい申告と納

あなたのマイホームの取得を  
税金も応援しています

## 住宅取得等 特別控除

- マイホームを取得したり、増築をした場合で一定の要件を満たすときは、最初の2年間は各年最高30万円、それ以降4年間は最高25万円の所得税の住宅取得等特別控除が受けられます。
- ◎ 必要な書類
- ① 借入金の年末残高証明書
  - ② 家屋の登記簿謄本
  - ③ 売買契約書又は請負契約書の写し
  - ④ 住民票の写し
  - ⑤ 増改築の場合は、建築確認の通知書
  - ⑥ 給与所得の方は、源泉徴収票

今年も

## 「特別減税」

お忘れなく！



## 所得税の納税について



- 確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
- ① マイホームをローンで取得した場合
  - ② 多額の医療費を支払った場合
  - ③ 災害や盗難にあった時
  - ④ 年途中で退職し、再就職をしていない場合
- ◎ 郵送による申告書の提出

還付申告はお早めに！

2月16日以前でも税務署で受付もできます。

2月末 ころまでに 還付申告書を提出

していただければ、

4月末 ころまでに 還付金を受け取る

ことができます。

青色申告は、自分の収入及び経費を正しく記帳し、その帳簿に基づき申告する制度です。青色申告には、青色申告特別控除や専従者給与など数々の特典があります。

なお、この制度の適用を受けるには、受けようとする年の3月15日までに税務署に申請して承認を得なければなりません。

③ 赤色申告制度

⑦ と最